

國學院大學学術情報リポジトリ

中世後期若越地域の茶

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野澤, 隆一, NOZAWA, Ryuichi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000980

中世後期若越地域の茶

野澤 隆一

要旨

茶の生産に関する研究は進んでいない。その中で、「日本喫茶文化史」を提唱した橋本素子氏は、地域茶の生産・流通・消費、その背景にある政治的・社会的理由を全国的に明らかにする必要性を説いた。また、近年では永井晋氏が『金沢文庫古文書喫茶関係編年資料集』を上梓し、研究の進展が待たれる。そこで本稿は、中世後期の若越地域に焦点をあてて、当該地域の茶の生産・流通・消費、権力・領民との関係を考察した。成果としては、茶園の多くは地方寺院内に様々な形態で経営されていたこと。茶は主に地域に立って使用される程度であったこと。地方寺院の宗教的・饗応的・贈答的使用を中心に消費されていたこと。大名権力は茶園に対して基本的な保護を加えたこと。但し、漸次、小物成のような負担体系が見られること。その生産活動は領民との協業によって成り立っていたと推測されること。などを明らかにした。そして以上の茶園の状況から、最終的には当該期の土地利用を所謂「公田」経営のみとして捉えるのではなく、寺領・村落内（「名」内）にある様々な資源（内徳）である在地留保分を所謂「公田」経営（本稿で言えば茶生産）活動を加えることで、領民の日常生活をより包括的に把握することに努めた。村落を支える在地留保分の重要性は、大名権力が茶園検地を免除するなどして、村落内環境の維持・保護を基調政策にすえたことから首肯できるところである。

【キーワード】茶園・山茶・地方寺院・在地留保分・生業

一、はじめに

日本の伝統文化である茶道の歴史は、膨大な研究蓄積があることは周知であるが、それを支えた茶の生産状況に関する地域ごとの詳細な事例研究は、今まで殆ど皆無と言ってよろしいのではなからうか。⁽¹⁾

このような研究状況の中で橋本素子氏は、茶の貢納・生産・流通・消費、そして茶園を取り上げて、多くの新事例を明らかにしたほか、寺庵を中核とした農村の茶が、室町時代の都市の膨大な茶の需要を支えていたとしたのである。⁽²⁾更に、日本の茶の歴史全般を扱う分野を「日本喫茶文化史」と定義し、その課題として「地域の喫茶文化史、すなわち各地域の生産・流通・消費の歴史である。その地域では、どのような喫茶文化を受容し、どのように地域独自の喫茶文化を創造したのか。その背景にはどのような政治的・社会的理由があるのか。また、それは全国的な状況と比較してどのような位置付けにあるのかを、積み上げていく必要がある」と指摘した（『中世の喫茶文化』一九五頁、二〇一八年）。

先に各地の茶の生産の詳細な事例研究は、殆ど明らかになっていないと記したが、註（1）佐藤圭氏の「中世若越の茶園と茶」は若越地域の喫茶研究としては貴重な論考であり、本稿で扱う明通寺・小浜西福寺・善妙寺・大谷寺・洪泉寺の茶園事例を既に掲出している。また近年、上梓された『金沢文庫古文書喫茶関係編年資料集』とそれをもとにした『中世日本の茶と文化―生産・流通・消費をとらえて』（何れも永井晋編、二〇二〇年）は、特に鎌倉・南北朝時代の喫茶研究において重要な一步となったことは疑いない。

そこで本稿では、これらの研究業績や『福井県史』の恩恵に導かれつつ、特に茶の生産・流通・消費形態について、中世後期の若越地域に焦点をあて、その状況を明らかにし、最終的には当該地域の農村民衆の日常生活の一コマ

に迫ろうとするものである。

二、善妙寺の茶

福井県敦賀郡神泉町にある浄土宗の古刹天筒山善妙寺は、古くは氣比神宮寺中の釈迦寺と称された寺院で、応永三年（一三九六）三月二十八日の越前守護斯波義将の外題が認められる「善妙寺当知行地注文」により寺領安堵がなされ、以降、朝倉氏からも安堵が加えられた。善妙寺は弘治三年（一五五七）三月の大火により、その建物や古文書類が失われたが、翌年には「寺領目録」を作成し、朝倉氏に安堵を申請した。これが、敦賀郡司朝倉景紀が安堵の裏書を加えた永禄元年（一五五八）六月五日付善妙寺寺領目録（以下「寺領目録」）である。⁽⁴⁾

「寺領目録」によれば、善妙寺領は「常住分」田数合計が一〇町三段小、「五塔頭分」（阿弥陀院・正行院・釈迦院・宝寿院・連藏院）田数合計が八町二段大、「九寮舍分」（潮音軒・勝養軒・玉祥院・陽栖軒・玉照軒・成就院・玉淵軒・清澤軒・永福庵）田数合計が六町六段であり、総合計田数は二五町二段にのぼる。また、これとは別に居屋敷や畠地が地積記載のない「壺所」として記載されており、その中の「常住分」と「寮舍成就院領」に各々左の一筆が確認できる。

越前敦賀郡善妙寺領常住分目録之事

（中略）

壺所 茶園 前崎かはな^二有

（中略）

寮舎成就院領之事

(中略)

在坪、東ハ道南ハ石蔵殿園、西ハ本勝寺分、北ハ安養寺之茶園ヲ堺也、
 壺所 茶園畠 有所前崎かはな

このことから、善妙寺領内に茶園があつたことが明らかとなった。地名の「前崎かはな」の「前崎」は、『福井県の地名』(日本歴史地名大系18)五三八頁によれば、敦賀町南東の天筒山南麓の「舞崎村」とする。「かはな」は「が端」として「舞崎村」の端(はし)を意味するのであろうか。仮にそうとれば、村の中心部でなく山間部に程近い茶園と想定できる。茶園については、橋本素子氏の「本畠茶園」⁽⁵⁾「畦畔茶園」「山茶園」「屋敷茶園」という土地利用による分類があり、これでは境内の山茶園と推測することができる。

次いで、茶園を有していた善妙寺直轄地である常住分や、その寺庵領の成就院領の経営形態を負担体系から確認しておく。⁽⁶⁾

常住分田数一〇町三段小(分米八一石三斗六合)には本役として三石三斗六升三合と一〇貫九二六文が設定されており、それを差し引いた六七石一升七合が常住分である。その本役斗代は一斗三升八合で非常な低斗代となっている。また、田方には段銭が、居屋敷などには地子銭が割り付けられているが、各々引き分が設定されており、九貫七二二文が常住分となる。従って、先の「地子銭納分」の最後に記されている「壺所 茶園 前崎かはな^二有^一」には本役・段銭や地子銭の記載はないので、在地留保分としてそこからの茶葉は、善妙寺で活用されていたものと考えられる。

もう一つの成就院の田数合計は、五段(三筆)その分米合計は三石四斗(分米斗代は六斗八升)で本役はなく、段

銭合計四六二文（二筆、一筆は川成地なので段銭負担はなし）が田地に賦課されている。更に屋敷一所と畠一所（両方ともに三屋村）を所有しており、前者には二貫文の地子銭が、後者には四〇〇文の地子銭がそれぞれ賦課されている。そして、この分米合計（三石四斗）と段銭・地子銭合計（四六二文＋二貫四〇〇文）は「定寺納」と記されているので善妙寺に定納となっていたのである。何れにせよ寮舎成就院領の「壺所 茶蘭畠 有所前崎かはな」にも本役・段銭・地子銭体系は看取できないことから、成就院の仏事勤行や饗応接待、贈答品などの日常を支える茶葉として利用されていたものと思われる。

なお、四至に茶園の見える浄土宗法王山安養寺は、敦賀市阿曾浦（南は荻野浦、西は敦賀湾）に確認でき（「福井県の地名（日本歴史地名大系18）五三四頁」）、「阿曾名」より善妙寺に公事銭一貫文が寄進されている。⁽⁷⁾

さて、善妙寺は領国の平安、繁栄を祈念する勤行を果たす代わりに、斯波氏や朝倉氏から寺領の安堵を得てきたのであるので、その茶園も保護されていたわけだが、一方で朝倉氏に対しては、収穫された茶を公的な租税としてではなく、私的な贈答品として進呈していることがわかる。

如仰新春之御慶珍重幸甚、猶以不可有窮期候、仍御茶廿袋被懸御意候、祝着之至候、委細前波七郎右衛門尉可令申候、恐惶謹言、

正月十三日

教景（花押）

善妙寺

御報⁽⁹⁾

就当時御住院預尊書候、殊御茶二十袋拝領畏入存候、必々自是御札可令申候、恐惶謹言、

六月廿一日

教景（花押）

善妙寺
貴報⁽¹⁰⁾

前者は、新年の祝儀としての茶の贈与に関する礼状である。朝倉教景（宗滴）は朝倉孝景の子で敦賀郡司を勤めており、その関係で善妙寺との繋がりが構築されたのであろう。この他にも、「青銅百疋」の贈答に対する礼状が、何れも前波吉長が添え申す形式で、天文三年（一五三四）閏正月二十日と年不詳正月十三日に確認することができる。⁽¹¹⁾

後者も朝倉教景の礼状であるが、やや趣をことにする。前者の書状が、恒例の年始礼状的性格であるのに対して、後者は善妙寺住僧との厚誼をもとに、前波吉長を介さずに「必々自是御礼可令申候」などと記されており、より強い私的交際を読みとることができよう。そして、このつながりは朝倉教景が、天下一名物の九十九髪茄子の茶入を所持するほどの朝倉一族を代表する教養人であったことから首肯できるのである。また、教景の後に敦賀郡司となり「寺領目録」に裏書を記した朝倉景紀も肩衝茶入を所持する文化人である。⁽¹²⁾

以上から、朝倉喫茶文化を底辺で支えていた一つに、善妙寺のような地元在地寺院からの茶の贈答があったものと推測できるのである。

三、明通寺の茶

福井県小浜市門前にある真言宗御室派の古刹、明通寺は、九世紀に坂上田村麻呂の創建とする伝承のある寺院で、国衙祈願所として一町八段の免田が与えられ、幕府や守護・地頭などからの尊崇が加えられており、その文書群は、若狭では質量ともに充実したものとして知られている。この中に、当寺領内に相当規模の茶園の存在を証明する

「明通寺茶園出茶配分注文」⁽¹⁴⁾が確認できる。左はその一部分であり、全体像は表示した。

(前欠)

□□□□□□□□□□

□^(倉)本坊□□□□□□

□□□□□□□□□□

二王坊一袋三分一

円蔵坊二袋三分一

岩本坊五袋三分二

(中略)

以上六十二袋歟

乙□□方へ此日記にてめさるへく候、あまり候はんする分ハ年行事可有御預候、

……(紙継目・裏書「明通寺年行事 朝賢 頼舜」)……

出茶袋数事

大坊六袋

中坊十三袋三分一

桜本坊二袋

倉本坊三袋三分二

(中略)

……(紙継目)……

以上二百五十四袋半歟

但四十クロー一袋宛配分、是者本園ニ新園ヲ加了、

……(紙継目・裏書「明通寺年行事 朝賢(花押) 頼舜」)……

応永廿七年卯月廿八日
新茶園ヲモ加了、
ママデ

年行事 頼舜（花押）

朝賢（花押）

静義（花押）

朝尊（花押）

頼賢（花押）

○コノ間、約三分空白。

但新茶園帳とも者ついて置了、
是者
本帳加し、

……（紙継目・裏書「年行事 朝賢（花押）頼舜（花押）」……

但四十くろにて一袋配分

新茶園袋数事

大坊へ五袋三分二但新園二ヶ所分 在所前谷又うそか谷

大光坊へ十二袋但新園三ヶ所分 在所羅漢堂上うつや

（中略）

以上卅七袋半

応永廿七年卯月廿八日 年行事頼舜（花押）

頼賢（花押）朝尊（花押）静義（花押）朝賢（花押）

この配分注文は、前欠ではあるが「乙□□方へ此日記にてめさるへく候」とある六二袋分（これを表中では「納入分」「Bとした」と、冒頭に「出茶袋数事」とある二五坊舎と三公（少納言公・伊勢公・兵部公）からなる部分（筆

者の試算では合計二五九袋四分の三となる、表中ではこれを「出茶袋数事」 $\parallel$ Aとした、そして「新茶園袋数事」とある七坊舎・三公（同前）の部分の三部分から構成されている。「出茶袋数事」の最後には「四十クロヲ一袋宛配分、是者本園ニ新園ヲ加了」や「新茶園帳とも者ついて置了、是者本帳加了」と記され、「出茶袋数事」は「本帳」、「新茶園袋数事」は「新茶園帳」と表現され、本帳の合計（二五四袋半）の中には、新茶園の合計（三七袋半）が加えられているものと考えられる。なお、「四十クロヲ一袋宛配分」は、「クロ」を「畔」（あぜ）とみなして、畔状に植えた茶列四十列分の収量を一袋としたのであろう。「クロ」に関しては註（5）橋本論文に詳しく、その分類で言えば「畦畔茶園」となる。

恐らく前欠部分には、「出茶袋数事」に見られる「大坊」「中坊」「桜本坊」「倉本坊」「松本坊」が記されていたものと思われるが、何れにせよ明通寺は、応永二十七年の時点で二十八坊舎（三公を含む）を抱え、その寮主から選任された明通寺年行事により運営されていたのである。

そして各坊舎では、前掲の善妙寺寮舎成就院と同様に、茶園が営まれていた。例えば、二王坊は本園に新園を加えた茶園から四袋三分の二（表中A）の収量の茶を得ていた（新園のみでは三分の二袋、新園の在所は「うそか谷前谷」）。そこから「納入分」一袋三分の一（表中B）を差し引けば三袋三分の一（表中坊舎分A－B）となり、この収量こそ二王坊の茶となるのである。

表中右端には納入分率（ $B \div A \parallel \%$ ）を算出してみたが、丁度二五％、四分の一となる例が善住坊・浄識坊・浄光坊・金蔵坊・安楽坊・梅本坊・少納言公・兵部公定尊の八例あり、最高が了善坊の三四・八％、最低が藤本坊の一九・〇％であり、平均は二五・一三％となる。従って、収量の約四分の一は納入分、四分の三は各坊舎に配分されていたのである。

	納入分 =B	坊舎分 (A - B)	納入分率 (B ÷ A = %)
在所前谷又うそか谷	不明	不明	不明
在所是者前谷中坊本ゑんの上	不明	不明	不明
	不明	不明	不明
	不明	不明	不明
	不明	不明	不明
うそか谷前谷	1 袋 3 分の 1	3 袋 3 分の 1	28.6
	2 袋 3 分の 1	6 袋 3 分の 2	25.9
在所前谷是ハ岩本坊本ゑんの上	5 袋 3 分の 2	20 袋 3 分の 1	21.8
	9 袋半	29 袋半	24.4
	1 袋半	3 袋 6 分の 5	28.1
	3 分の 2	2 袋 6 分の 5	19.0
	半	1 袋半	25
在所前谷安楽坊茶ゑんの上	2 袋 3 分の 2	5 袋	34.8
在所拝殿むかへ	1 分 (マ、) 1	不明	不明
	2 袋 3 分 1、此内之 3 分 1 ハ梅本坊 へよせ (候脱) 如此にて候、	8 袋	20
在所羅漢堂上前谷うつや	4 袋 3 分の 2	15 袋 3 分の 1	23.3
	3 分の 1	1 袋 6 分の 1	22.2
	1 袋	3 袋	25
	3 分の 2	2 袋	25
	2 袋 3 分の 2	10 袋	21.1
	3 分の 1	3 分の 2	33.3
	1 袋 3 分の 2	6 袋	21.7
	1 袋	2 袋半	28.6
	1 袋	3 袋	25
	5 袋半	16 袋半	25
	3 分の 2 (マ、)	2 袋	25
在所前谷中坊茶ゑんの上下拝殿 下法花堂上	1 袋 3 分の 2	5 袋	25
在所前谷松本坊茶ゑんの上	4 分の 1	4 分 3 袋	25
	以上62袋敷、乙□□方へ此日記にて めさるへく候、あまり候はんする分 ハ年行事可有御預候、		平均25.1%
	* 不明分 (「伊勢公定念」を含める) を除いて合計すると、47袋12分の7 となる。		(小数第 2 位四 捨五入)

57 中世後期若越地域の茶

◎明通寺茶園出茶配分注文（前欠）			
	出茶袋数事（本帳、本園＋新園）＝A	新園袋数事（新茶園帳）	
大坊	6 袋	5 袋 3 分の 2	但新園二ヶ所分
中坊	13 袋 3 分の 1	2 袋	但新園
桜本坊	2 袋		
倉本坊	3 袋 3 分の 2		
松本坊	38 袋		
二王坊	4 袋 3 分の 2	3 分の 2	但新園二ヶ所
円蔵坊	9 袋		
岩本坊	26 袋	4 袋 3 分の 2	但新園
日輪坊	39 袋		
行法坊	5 袋 3 分の 1		
藤本坊	3 袋半		
善住坊	2 袋	2 袋但八十くろ	
了善坊	7 袋 3 分の 2	3 袋 4 分の 1	
伊勢公定念	4 分の 1	4 分の 1	
極楽坊	10 袋定了、11 袋 3 分の 1、此内之 1 袋 3 分の 1 ハ梅本坊へよせ候間如此にて候、		
大光坊	20 袋	12 袋	但新園三ヶ所分
橋本坊	1 袋半		
浄識坊	4 袋		
浄光坊	2 袋 3 分の 2		
日光坊	12 袋 3 分の 2		
塔本坊	1 袋		
山本坊	7 袋 3 分の 2		
牛玉坊	3 袋半		
金蔵坊	4 袋		
安楽坊	22 袋		
梅本坊	2 袋 3 分の 2（マヽ）、本者 1 袋にて候へ共 極楽坊の 1 袋 3 分の 1 よせ候間此如にて候、		
少納言公	6 袋 3 分の 2	6 袋	但新園
兵部公定尊	1 袋	1 袋	
	以上 254 袋半歟（259 袋 4 分 3）但 40 クロラ 1 袋宛配分、是者本園ニ新園ヲ加了、	以上 3 7 袋半	
	応永 27 年（1420）卯月 28 日マテ新茶園ヲモ 加了、年行事 頼舜（花押）朝賢（花押） 静義（花押）朝尊（花押）頼賢（花押）	応永 27 年（1420）卯月 28 日 年行事 頼舜（花押）頼賢 （花押）朝尊（花押）静義 （花押）朝賢（花押）	
	但新茶園帳とも者ついて置了、是者本帳加 了、		

そこで、収量の四分の一の納入先が問題となる。先にも示したように、納入分の最後には「乙□□方へ此日記にてめさるへく候、あまり候はんする分八年行事可有御預候」と記され、判読不能（『小浜市史社寺文書編』六三三頁は「乙」の部分も判読不能とする）も含めて判然としない。

武田信栄が若狭守護となったのが永享十二年（一四四〇）であり、この「配分注文」の二十年後なので、若狭守護武田氏への納入は考えられない。「明通寺文書」の中で配分注文に近いものとしては、応永十四年（一四〇七）十二月二十九日付若狭守護一色道範（満範）制札（『桐山明通寺被定置条々』）があるが、その一文に「一、於寺内耕作停止事、除里坊之」とある。⁽¹⁵⁾「配分注文」の十三年前ではあるが、中心寺院の明通寺内での耕作は不可とされていたのである。但し、「里坊」は除外と書かれている。「里坊」とは「山寺の僧などが人里につくっておく僧房」（『日本国語大辞典』）のことで、明通寺が抱える周囲の坊舎を意味しよう。⁽¹⁶⁾山から人里へ下りた僧坊の開発の様子がうかがわれる。

中世茶栽培において寺院はその中心であり、この明通寺の僧坊茶園もそこに位置付けられる。また、土地利用からすれば、各僧坊の開発地の周囲に造成された畦畔に茶園が形成、拡張されていったことがわかる。そして、茶園を経営していた各坊舎は、その収量の約四分の一を、明通寺年行事を通じて本寺明通寺に納入していたのであり、納められた茶は、少なくとも明通寺の仏事や帰依者、参詣者などのために消費されていたものと推測される。加えて、その余剰分は「あまり候はんする分八年行事可有御預候」から、各坊舎の庵主から選任されたであろう年行事によって管理されていたのだった。無論、残りの四分の三は、茶園を経営していた各坊舎の取り分として消費されていたのである。

その後、明通寺は弘治二年（一五五六）に梵鐘を鑄造することになり勧進を募ったが、その際に「明通寺鐘鑄勧進

時入目下行帳⁽¹⁷⁾」が作成され、この中に「百文 茶壺斤半代高浜逸見殿廿袋多門院宿などへ」と記されている。勧進時に各坊舎が負担した費用を給与した帳簿であるが、高浜の有力国人逸見氏に「茶壺斤半」が贈られたのである。実際、この時の勧進で逸見氏は最も多額な二貫文を寄進している⁽¹⁸⁾。明通寺坊舎が、梵鐘鑄造費用を募る際に、自家製の茶を配布したのである。

近世初頭の寛永十六年（一六三九）十二月二十八日付明通寺領田畠居屋敷石高注文⁽¹⁹⁾には、「一、三匁ハチャ壺斤半之代」とあり、茶が匁高で示されている。また、慶安三年（一六五〇）霜月十五日付頼春・教榮連署田畠并茶園預け状⁽²⁰⁾では、前掲「配分注文」に確認できる「行法坊」の「高預申事」として、「南蔵坊屋敷ノ茶」「同上畑之茶」「おがばの茶」「小谷ノ茶」以上四カ所の茶園が、小浜の多田寺に預けられていることがわかる。寺院内茶園の再配分が進んだのであろう。

前述のように、抑も明通寺は国衙祈願所として免田が認められた寺院である。従って、領内平安のための宗教的祈願・勤行が求められるのであり、その反対給付として寺領安堵が加えられてきたから、当然に寺領内の坊舎茶園も保護対象である。故に、公的な茶役のような負担は免除されるはずである。あるとすれば、善妙寺にみられる進物儀礼としての茶の贈答が想定できようが、確認できない。

何れにせよ、中世後期より若狭小浜の在地寺院明通寺の各坊舎では、相当数の畦畔茶園が拡大しつつあり、収穫された茶葉は、本寺及び各坊舎の勧進などを含む宗教的儀礼や饗応・贈答などに利用されていたのである。

四、若狭の茶

ここでは前掲の小浜明通寺以外の若狭における茶の状況を例示してみる。

福井県小浜市青井の時宗慈溪山西福寺は、永正期（一五〇四年）以来、若狭守護武田氏の寺領寄進や安堵を得てきた寺院である。

〔一〕
（端裏切封）

宇治茶一斤樽代卅疋珍来候、賞翫此事候、委細山科新右衛門尉可申候、恐々謹言、

正月廿六日

信豊（花押）

西福寺²²

『福井県史』（資料編9―二〇八頁）によれば、花押の様式から天文七年（一五三八）以前の書状とする。年頭の挨拶として、西福寺から宇治茶が贈られたことに対する礼状である。無論、宇治茶は貴重な最上級の茶であり、守護武田信豊は「珍来」として喜んでいることから、武田氏の中央文化への憧憬がうかがわれる。一方、宇治茶を提供した西福寺には、時代は下るものの次の書状により茶園があったことが明らかである。

当寺屋敷伐採竹木事、堅令停止候、并樹木茶園等、如前々相違有間敷候、若理不尽之族有之者、此方へ可被申聞候、堅可申付候、恐々謹言、

三月廿七日

浅野平右衛門尉

次吉（花押）

西福寺²³

『小浜市史』（社寺文書編―一六五頁）では、浅野長政の若狭支配の時期である天正十五年より文禄二年（一五八七―一五九三）のものとするが、「如前々相違有間敷候」と記されているので、旧来からの西福寺茶園の存在と安堵が推察できる。以上により、小浜西福寺は若狭での茶の生産・供給源としての役割を担っていたのではないだろうか。

福井県大飯町石山字杉谷の真宗寺院金光山浄土寺は、創建などは不詳であるが、「山茶」の寄進を受けている。

以上

石山村之内山茶之儀者伝右ニ申聞候へハ、浄土寺へ一円ニ令寄進之旨、則拙者ニ心得可申上候通候条、扱々如此候、其御心得可被成候、恐々謹言、

小老与七郎

天正十六年

二月十六日

定_印（花押）

いしやま

浄土寺様_参 ⁽²⁴⁾

浅野長政の若狭統治が行われていた天正十六年、石山村内山茶の浄土寺への寄進が決まった。書状中の「伝右」は、前掲の西福寺領を安堵した浅野平右衛門尉次吉とともに現地を担当した浅野伝右衛門尉宗政のことで、この時期に若狭国の寺領確定作業が進行していたようである。なお、「小老与七郎」は不詳であるが、やはり現地代官であろうか。また、「山茶」は平地で栽培された露地茶とは異なり、主に寺院後背地などの、ある程度遮光される里山のような地域で栽培された茶と思われる₍₂₅₎。この寄進行為以前から領民たちの日常生活の中で消費されてきた「山茶」が、浄土寺への寄進行為、それに伴う寺領確定作業により歴史の表面に捉えられたのであろう。

福井県高浜町日置の臨済宗建仁寺派の瑞応山大成寺は、十四世紀の創建説があるが、少なくとも永禄四年（一五六二）より武田氏の「田畠山林竹木以下井門前」の安堵を得ている寺院である。⁽²⁶⁾その「大成寺文書」中に、年未詳七月十一日付大成寺伎公宛逸見経貴書状がある。⁽²⁷⁾在京中の大成寺伎公に対して、高浜領主で武田家臣の逸見経貴が、若狭国や大成寺の状況を報告した内容だが、その返し書きに「返々此日てり何かたも同前候、何事もはてたる躰にて候、諸事御在京も御望も難調候、勝事迄候、又ちやの事承候間、先々古茶二袋上申候、新茶をはたはい申候、乍去新茶入候ハ、重而上可申候、大成寺内用心ふしん以下堅申付候」と認められている。この年は日照りが続いたよう^(普請)で、都でも茶が不足したのであろう。伎公の要求で大成寺を管理している逸見経貴は、大成寺の古茶を都に送った。新茶も入手したが「^(給)をはたはい」を「^(給)をは、たはい」として解釈してみた）、新茶が入り用であれば追送するとも書かれている。また、他の箇所には「ちやせん（茶筌）ニツ斗駿（逸見昌経）へ被遣可然候」とあり、逸見氏と京喫茶文化の交わりがうかがわれる。

それから約三十年後と思われる天正十三年（一五八五）九月朔日付大成寺宛寺西秀正書状がある。⁽²⁸⁾若狭を支配していた丹羽長秀が同年卯月に死去したので、当時、高浜に拠点のあった丹羽与力の寺西秀正が、「当寺山屋敷共ニ参石之所、当御知行之由、如有来可有御領知」という当知行の確認をおこなったが、その端書に「尚以昨日者、御茶ニ過分存候」と書かれており、大成寺で寺西秀正が茶の接待を受けていたことがわかる。大成寺の茶が、饗応に用いられていたのである。

上根来村は、小浜市遠敷谷の最深部の標高三〇〇メートルの山腹斜面に位置し、南に進むと針畑峠から近江国朽木谷に連絡する。若狭国は慶長五年（一六〇〇）に関ヶ原合戦の功で京極高次が入部し、同十四年に没すると忠高が後継となった。この時代の慶長十七年五月二十二日付上根来村小物成請状⁽²⁹⁾が存するが、その冒頭には「遠敷郡上ねこり

(根来) 村小物成の事 一、五斤壹両 上茶」とあって、五斤一両の上茶が小物成として把握されている。また、二十二年後の寛永十一年(一六三四) 九月十四日付の中畑村・段村(両村とも上根来村内) 指出寛には、寛永八年分として「一、茶五斤一両 此銀子拾匁二分也」と茶五斤一両分が銀高で記されている。山村の傾斜地を利用、開発した茶園生産を想定することができ、加えて当該地域の茶葉が、商品として市場にもたらされていた可能性を指摘できる。

『三善膳太夫家文書』の三善家は、『福井県史』(資料編8―六六〇頁)によれば郷市村(現福井県美浜町郷市)の庄屋を勤めた家で、当主は代々膳(善)太夫を名乗ったとする。その中に次の寛永八年八月三日付郷市村三善膳太夫宛多賀越中守・佐々九郎兵衛連署状がある。

山極書物事

一、茶の木はな山四百三十間之間、是まで従先祖持伝候山^ニ付、今度改る^ニ相違無之候間、以後も是まで之通可所持候、重^而不可有違失、則此書物遣し置者也、

寛永八年未ノ 多賀越中守

八月三日 ☒ (花押)

佐々九郎兵衛

☒ (花押)

郷市村

三善膳太夫との⁽³¹⁾

差出人の両名は若狭を領する京極氏家臣で、同年には郷市村と気山村との間で山境論争があったことから、大名権

力による村有山林の確認作業が進んだのであろう。ここで注目すべきは、先ず「山極書物事」とあって、「山極」は「山際」「山のきわ、山のほとり、山に近いところ」『日本国語大辞典』と考えられることから、郷市村の景観の中で所謂「平地」と「奥山」の中間に位置するような里山地域のことを意味し、その保護に関する連署状であることがわかる。続いてその内容を「茶の木はな山四百三十間」と具体的に示している。当該地域に「茶の木」「はな山」という地名は見当たらず、恐らくは普通名詞として用いられているものと思われ、里山にある村有財産となる茶の木はな山（「はな」を「端」とみて、山の端から四三〇間と読めないだろうか）四百三十間に及ぶ空間のことを指しているであろう。そしてこれらの茶木などを含む山林は、「従先祖持伝候山」として、古来より郷市村の再生産のための大切な村内資源なのであった。

所謂、中世荘園社会の中にあつて、村落内部に留保されてきた山林原野が、山茶生産に例示されるように様々な形態を取つて、村落の維持・発展のために有効利用されていたのである。

五、越前の茶

ここでは前掲の敦賀善妙寺以外の越前における茶の状況を例示してみる。

現永平寺町法寺岡の法寺岡村は、永平寺川が九頭竜川にぶつかる南岸山麓にあり、村内には勝山街道が貫通する。その「法寺岡区有文書」には、川崩れをきっかけとして慶長十二年（一六〇七）三月二十九日に作成された名寄帳が存在する。この中には「下田 𦵑反二セ八歩」^{茶木}「上畠 𦵑畝十二歩」^茶などのように小字名の部分に「茶」の文字が二筆確認される。名寄帳に登録された「下田𦵑反二セ八歩」^畝「上畠𦵑畝十二歩」の田畠の中に茶木が植えられていた

可能性がある⁽³³⁾。なお、この田畠の名請人は「宗右衛門尉」と言い、田四段四畝二七歩、畠五段九畝二二歩半、分米合計一四石五斗三升四合（勺）の一般的な農民である。

滝谷寺は、三国町にある真言宗寺院で、醍醐寺報恩院末として多くの塔頭を有した巨刹である。堀江氏や朝倉氏から保護を受けた滝谷寺は、数多の古文書をかかえるが、その中の天文十四年（一五四五）に推定される四月二日付滝谷寺宛報恩院源雅書状の端書に「境節座右携来候間、苦茗拾袋進入候、聊表祝儀候」とある。「苦茗」とは苦い茶、質の悪い茶を意味する。また、年末詳五月十六日付滝谷寺宛報恩院源雅書状⁽³⁴⁾でも「宇治茶五袋」を滝谷寺に贈っている。贈主の源雅は東寺長者に就任した際に滝谷寺から扶助を受けており、返礼として茶を恵送したのであろう。その源雅が入滅した翌年の永祿六年（一五六三）五月十二日付で醍醐寺行樹院深応が、滝谷寺の塔頭であろう宝仙房に宛てた書状⁽³⁷⁾の端書にも「茶二袋進之候、左道憚多候へ共御音信之牒迄候、滝谷寺之事ハ於其国末寺之嫡家ニて候、不替御馳走之様御取成尤候」と述べられている。越前国での真言宗寺院滝谷寺の重要性を背景として、醍醐寺から茶が贈られていたのである。実際、後述するが滝谷寺には多くの茶器、茶道具が収蔵されていたことから、仏事などに大量の茶の需要が見込まれていたのである。

一方、年末詳八月朔日付滝谷寺宛福嶋吉増書状⁽³⁹⁾には「就在陣之儀、御懇御折帟殊御祈禱之札被下候、忝存候、将又和布廿把・御茶・唐納豆被下候、則賞翫仕候」とあり、滝谷寺から在陣中の国人層福嶋吉増に和布や唐納豆とともに、茶が贈られたことがわかる。なお、八月朔日付から両者間には八朔儀礼が念頭にあった可能性がある。加えて『福井県史』で天正二年（一五七四）と推定する十二月二十九日付滝谷寺宛堀江藤秀書状に、「今度者歳暮之為御祝儀御巻数頂戴、并鳥目参十疋・御茶済々被懸御意、目出畏存候」と述べられている。滝谷寺から有力国人である堀江藤秀⁽⁴¹⁾に歳暮として多くの茶が贈与されていたのである。従って、史料としては確認できないが、滝谷寺やその塔頭に

は、茶園が存在していたと考えても不思議ではない。滝谷寺は北越前における茶の集散拠点になっていたのである。九頭竜川の支流竹田川右岸一体に広がる坪江荘は、興福寺大乘院門跡領荘園である。そこから大乘院に茶の納入が認められる⁽⁴²⁾。

一坪江郷之内後山四分一、洞仙寺方^{ヨリ}注進到来了、洞仙寺方沙汰分年貢ハ、本到来ハ綿七屯半、六両作定、料足五貫文也、然而近年ハ料足九貫・茶・糯二袋、毎年六月中令皆済之由、申入之、

実際、これらの年貢は、長禄二年（一四五八）六月十日に納入されているが、ここで注目したいのは、「後山」という地名である。同所は現金津町後山村であるが、既に永仁五年（一二九七）の坪江下郷檢注記録（「大乘院文書」に「後山」は見えている⁽⁴³⁾。地名となった「後山」に関しては、水野章二氏が平安・鎌倉時代の後山史料を集積し、「日常生活に不可欠な薪炭や肥料の獲得、狩猟・採取などのさまざまな用益が行なわれる山は、むしろ後山^{うしろやま}という表現で登場する。後山は近隣山とともに集落間近の山、集落の裏山を意味しており、村落が日常的に確保していた山野をさす」と定義づけている⁽⁴⁵⁾。

本来の負担とは異なる銭貨・茶・糯が納付された長禄二年は、守護斯波氏が守護代甲斐氏に敗れ、隣接した河口荘の過半が消失してしまった年という。無論、坪江荘も大きな被害が出たことであろう。従って、従来の年貢の綿は納入不可となり、銭貨とともに在地留保地として領民の日常を支えていた後山で作られた山茶や保存食としての糯（干し飯）も含めて、大乘院に納入することになったのではあるまいか。

鯖江市長泉寺町の旧北陸街道西側台地にある中道院は、養老二年（七一八）創建の天台宗長泉寺の塔頭である。この「中道院文書」中に元龜三年（一五七二）二月二十三日に朝倉義景が裏を封じた「元三大師（第十八代天台座主良源）⁽⁴⁶⁾江寄進分所々買得目錄」があるが、その一筆に「半茶木屋敷壹所六百五十文本 小泉三郎太郎沽却」とある。

小泉三郎太郎の所有する茶木をともなう屋敷を長泉寺が買得し、朝倉氏の安堵が加えられたのだった。屋敷内という私有性の強い区域の中で茶木を育成し、そこから生まれた茶が長泉寺内で使用されていたのである。従って、橋本氏の註(5)論文の分類で言えば、「屋敷茶園」とすることができよう。なお、買得した長泉寺は現在も鯖江市長泉寺山という地名があり、朝倉時代には寺領数千石、寺坊三二を数えたという。⁽⁴⁷⁾

丹生郡朝日町の越知神社は、近世までは天台宗越知山大谷寺と称し、平泉寺と並ぶ山岳霊場の拠点であった。この所蔵文書群の中に、文明十年(一四七八)十二月二十五日の仲蔵房永澄による「越知山年中行事」⁽⁴⁸⁾がのこっている。

その六月の項目に「御百姓ノモテナシ之事、先ツ茶子三色ニテ茶」とあり、寺家が百姓に茶をふるまい、その労苦を労っている様子がうかがわれる。大谷寺でも茶の生産が毎年続けられていたのであろう。それを示唆するかのように入正十三年(一五八五)九月三日付大谷寺福泉坊取次宛上田甚右衛門尉寄進状⁽⁴⁹⁾には「越知山江如先々令寄進候大谷寺坊中屋敷之事(中略)壹反茶ゑん福泉坊作分、以上、右此旨於越知山勤行被成候条、末代令寄進候所如件」とある。大谷寺寺庵福泉坊内の茶園寄進は以前より継続しており、今後も越知山での勤行役勤仕を条件に、寄進安堵がなされることとなった。こうして保障された茶葉が、常日頃大谷寺に奉仕している百姓への例年の労いのためにも使用されていたものと考えられる。なお、「令寄進候大谷寺坊中屋敷之事」の一つに「壹反茶ゑん福泉坊作分」があることから、これも寺庵福泉坊の「屋敷茶園」と見なすことができる。

『福井県史〈資料編5〉』に「北野七左衛門家文書」が収録されている。その解説(七四八頁)には北野家に関して「織田村の庄屋などを勤め、劔大明神関係などの中世文書の写と庄屋文書、私文書など約二六〇を所蔵する」と書かれている。なお、劔大明神が鎮座する織田村は現丹生郡織田町で、中世の織田庄の中心部をなす。

右の「北野七左衛門家文書」中に、天正五年(一五七七)の柴田勝家検地を元に作られた可能性のある「織田寺社

領坪付帳⁽⁵⁰⁾」があるが、このうちの「西之村」の小字名に茶園が記されている「半 四歩半 同(甚次郎)」という一筆が認められる。更に同地は、「劔神社文書」の天正十年八月十一日付林助右衛門尉・中村掃部助宛千手院恵伝とある「千手院領指出案」⁽⁵¹⁾のなかにも「合半 四歩半七斗六升九合 同(寺恩) 西村ノ甚次郎」と確認できる。千手院は織田寺塔頭であり、恵伝はその院主兼織田寺社代の地位にある。⁽⁵²⁾また、「西(之)村」は、劔神社北西の浜街道沿い市場村の西方堤村の更に西方、字上西野とする。⁽⁵³⁾この二筆により、織田寺社領中に茶を産する「前田茶園」という茶園が存在したことが判明する。⁽⁵⁴⁾なお、前掲「織田寺社領坪付帳」によれば、「西之村甚次郎」は「前田茶園」の他に計七筆、計六段一六六歩の田畠を経営する一般的な農民である。

大野市鉤掛の竜宝山洪泉寺は、曹洞宗大竜山洞雲寺の末寺である。法号の一致から、文明七年(一四七五)大野領主斯波持種没後にその菩提を弔うために創建されたものと思われる。本寺の「洞雲寺文書」中には弘治二年(一五五六)二月二十八日付大野郡洪泉寺智林の「洪泉寺寺領目録」⁽⁵⁵⁾が所収されており、その一筆に「百本分 茶園」とある。この目録の末尾には「右之目録及八拾ヶ年三当知行無紛候、雖然 御一行無之三付て、不謂之儀被申懸候条、玉巖様之御裏判并文明年中納帳之以筋目、為新 御寄進御裏判被下候者、可忝存候」とみえ、当目録が八十年前の文明八年の創建以来、変わらず洪泉寺領を証明するものであること、文明七年頃より大野郡代を務めていた朝倉光玖の裏判と納帳の存在から、洪泉寺智林が朝倉氏に新寄進を求めたことがわかる。実際、『大野市史社寺文書編』(五四三頁)によれば、この目録の紙継目裏には朝倉義景の花押が据えられている。

以上、洞雲寺末寺洪泉寺には文明年中から茶園があり、朝倉氏より保護が加えられ続けていたのである。

六、むすび

中世後期若越地域の寺院は、善妙寺・明通寺・浄土寺・長泉寺・大谷寺・織田寺千手院で確認できたように、山茶園や畦畔茶園、屋敷茶園、本畠（田）茶園などを有していた。そして、これらの茶園は、領国の平安や菩提供養の勤行を役務とする寺院の領地として、大名権力から安堵を受けた茶園であるので、贈答儀礼としての恵送を除けば、基本的には権力側への公的な役負担はなく、茶は寺院や寺庵内部で留保・消費されていたのだった。

一方、寺領外の茶園はどうであろうか。美浜町郷市村の先祖伝来の山の際には茶木が、永平寺町法寺岡村には本田畠の一角に茶が栽培されていた形跡がある。また、興福寺大乗院領ではあるが、坪江郷内「後山」から臨時分として茶の納入が認められる。

以上を勘案すれば、中世後期若越地域の茶の多くは、地域権力者への贈答を除けば、寺院や寺庵、領民の日常で利用されていたのであろうが、小浜市上根来村の慶長十七年の小物成請状にみられるように、漸次、茶生産は商品経済につながり、権力側からの保障を前提として、小物成のような負担体系が構築されつつもあった。⁽⁵⁶⁾

中世後期の若越地域の茶の多くが、地域の茶として使用される程度であったならば、⁽⁵⁷⁾ 具体的にどのよう消費されていたのだろうか。無論、贈答用の茶は戦国武士たちの喫茶文化を育んだことであろうし、⁽⁵⁸⁾ 地方寺社の宗教的・饗応的使用を予想することができる。

小浜市羽賀集落の山腹にある高野山真言宗の巨利羽賀寺には、戦国期と思われる「羽賀寺年中行事」⁽⁵⁹⁾ があるが、十一月の項目に「一、紙立大師之御茶湯・御箸、頭人として調也」とあって、年中行事に茶の湯儀礼がおこなわれていた。また、前述した三国町滝谷寺（註（38））には茶壺・茶桶・茶碗・茶盆・茶釜・茶磨・茶器が、敦賀市原の大

原山南麓の浄土宗西福寺には、茶塀・縁高茶湯器があつた。⁽⁶⁰⁾これらは仏事や饗応、製茶などに使用されたものである。

次に、茶生産からみた領民の生活を考察してみる。先に大谷寺での年中行事としての百姓に対する茶の饗応を明らかにしたが、茶園での生産は、その開発や維持・管理・摘茶・製茶などに多くの労力を必要としたことが推察される。まして山際のような傾斜地などに造られているとすればなおさらである。そこで領民との協業が求められると考えるのが自然であろう。このことから、右の百姓に対する饗応を、茶摘みが一段落した六月の慰労の茶振舞と位置付けることが可能である。領民たちは、検地帳などに登録された所謂「公田」⁽⁶¹⁾を耕作する毎日だけではなく、茶仕事を一事例とするような生業的⁽⁶²⁾時空間を、地方寺院とともに協業的に過ごしていたのである。

戦国大名領国下で安堵の対象となる「名」内には田畠のみならず、芝原・野・川・浜・山林（この中に茶園があつて自然である）・竹木・池・屋敷など多くの抱地が内在していたことが知られている。⁽⁶³⁾本稿は、こうした在地留保地に対して名主（宗教性を帯びれば「寺庵」と考える）が、領民たちとの間で協業的生産活動を展開し、その結果、名内の在地留保分である資源・生産物（名内徳分（内徳）⁽⁶⁴⁾）が名内環境の維持、再生産活動に向けられていたことを明らかにすることが一つの目標でもあった。明通寺茶園に於ける収穫の四分の三に及ぶ坊舎分の存在（在地留保分）、大谷寺の百姓への慰労としての年中行事化した茶の饗応行為（再生産維持活動）などから、右の目標が実証できいたとすれば幸いである。

註

(1) ここでは佐藤圭「中世若越の茶園と茶」(『若越郷土研究』四一—三、一九九六年)、伊藤寿和「中世後期における東大寺

領大和国河上荘の焼畑経営と茶の栽培」(『日本女子大学紀要 文学部』第四八号、一九九八年)をあげておく。

(2) 橋本素子「室町時代農村における宋式喫茶文化の受容について」(『年報中世史研究』二七号、二〇〇二年)

(3) 「善妙寺文書」(『福井県史』以下「福井」資料編8―二六三頁)

(4) 「善妙寺文書」(『福井』資料編8―二六六頁) なお、この「寺領目録」の分析に関しては、拙著『戦国期の伝馬制度と負担体系』(二〇一九年)二五七頁を参照されたい。

(5) 橋本素子「中世茶園について」(『年報中世史研究』三一号、二〇〇六年)

(6) 前掲註(4) 拙著一六二・三頁の「付表14善妙寺領年貢等収納一覧」参照。

(7) 永祿元年五月五日付善妙寺宛河端四郎紀吉寄進田地請文(『善妙寺文書』「福井」資料編8―二六五頁)

(8) 永祿九年十月十五日付善妙寺法度(『善妙寺文書』「福井」資料編8―二八八頁) には「一、勤行懈怠之僧并横入之僧、塔頭同役不可申付」とされる。

(9) 「善妙寺文書」(『福井』資料編8―二六四頁)

(10) 「善妙寺文書」(『福井』資料編8―二六五頁)

(11) 「善妙寺文書」(『福井』資料編8―二六四頁)

(12) 米原正義「越前朝倉氏の文芸」(『戦国武士と文芸の研究』三二・二頁、一九七六年)

(13) 正和二年(一三三三)七月二十九日付明通寺院主頼禪置文写(『明通寺文書』「福井」資料編9―五六六頁)

(14) 「明通寺文書」(『福井』資料編9―五九三頁)

(15) 「明通寺文書」(『福井』資料編9―五九三頁)

(16) 明治三十二年三月の「桐山光明通寺之景」(『若越宝鑑別巻・図録』所収、一九七三年)を見ると、本堂から下ってゆく形で、傾斜地に各坊跡が並んでいる様がわかる。

(17) 「明通寺文書」(『福井』資料編9―一六三三頁)

(18) 弘治二年六月二十二日付明通寺鐘鐺進算用状(『明通寺文書』「福井」資料編9―五九三頁)

(19) 「明通寺文書」(『小浜市史社寺文書編』六九七頁)

- (20) 「明通寺文書」〔『小浜市史社寺文書編』六九九頁〕
- (21) 多田寺は九花峰西側山裾にある高野山真言宗寺院である。近世を通して多田参りが盛んで、彼岸には参詣人で賑わった〔『福井県の地名（日本歴史地名大系18）』六二六頁〕。多くの参詣者に自家製の茶を振る舞ったのであろう。
- (22) 「西福寺文書」〔『福井』資料編9—二〇八頁〕
- (23) 「西福寺文書」〔『福井』資料編9—二一八頁〕
- (24) 「浄土寺文書」〔『福井』資料編9—一〇四四頁〕
- (25) 橋本素子氏は註(5) 論文で「寺院の多くは、寺院自体が山地にあるか境内に山を持つ場合が多く、その斜面などを利用した茶栽培が行われていた。このように山中につくられた茶園を「山茶園」といい、山茶園で栽培された茶が「山茶」である」と定義している。なお、赤岩茶で知られる称名寺領下総国下河辺庄赤岩郷の赤岩・築比地地区は、現北葛飾郡松伏町に所在するが、今でも茶垣が存在する（「はじめに」で掲出した『中世日本の茶と文化』一九一頁「称名寺領下総国下河辺庄赤岩郷周辺に残る在来」佐々木清匡執筆）。また、筆者の菩提寺である越谷市北川崎（松伏町の古利根川対岸）にある浄土宗太子山聖徳寺にも墓域との境に茶垣がある。寺域内には山茶園・畦畔茶園・屋敷茶園の他にも各所に茶垣が巡っていたことであろう。
- (26) 永禄四年十一月朔日付伎首座宛武田氏奏者梶清仲奉書〔『大成寺文書』『福井』資料編9—九七一頁〕
- (27) 「大成寺文書」〔『福井』資料編9—九六八頁〕
- (28) 「大成寺文書」〔『福井』資料編9—九七三頁〕
- (29) 「上根来区有文書」〔『福井』資料編9—七一頁〕
- (30) 「上根来区有文書」〔『福井』資料編9—七二頁〕
- (31) 「三善膳太夫家文書」〔『福井』資料編8—六四六頁〕
- (32) 「法寺岡区有文書」〔『福井』資料編4—九三頁〕
- (33) 橋本素子氏は註(5) 論文で「本畠（定畠）に茶樹を植えて栽培する茶園を「本畠茶園」とする。
- (34) 「滝谷寺文書」〔『福井』資料編4—二八九頁〕

- (35) 「滝谷寺文書」〔『福井』資料編4—三〇六頁〕
 - (36) 「福井」資料編4の三四〇頁の「解題」参照。
 - (37) 「滝谷寺文書」〔『福井』資料編4—三〇九頁〕
 - (38) 天文十六年七月二十一日付寺物校割帳〔『滝谷寺文書』『福井』資料編4—二九〇頁〕
 - (39) 「滝谷寺文書」〔『福井』資料編4—三〇〇頁〕
 - (40) 「滝谷寺文書」〔『福井』資料編4—三二九頁〕
 - (41) 『戦国大名家臣団事典—西国編—』(三七三頁)では、朝倉外様衆で加賀一向一揆ともつながりのあった堀江景忠が改名したとする。
 - (42) 「大乘院寺社雑寺記一—三八一頁」〔『増補統史料大成』長祿二年(一四五八)四月二十五日条〕
 - (43) 「大乘院寺社雑寺記一—四二一頁」〔『増補統史料大成』同日条〕
 - (44) 「後山村」『福井県の地名〈日本歴史地名大系18〉』一七九頁
 - (45) 水野章二『里山の成立—中世の環境と資源—』(三〇頁、二〇一五年)
 - (46) 「中道院文書」〔『福井』資料編5—一二〇頁〕
 - (47) 「中道院」『福井県の地名〈日本歴史地名大系18〉』四一〇頁
 - (48) 「越知神社文書」〔『福井』資料編5—二七一頁〕
 - (49) 「越知神社文書」〔『福井』資料編5—二九六頁〕
 - (50) 「北野七左衛門家文書」〔『福井』資料編5—七二三頁〕
 - (51) 「劔神社文書」〔『福井』資料編5—八一六頁〕
 - (52) 天正八年十月十八日付中村宗教宛織田寺社代恵伝書状写〔『劔神社文書』『福井』資料編5—八一〇頁〕など。
 - (53) 「織田村」『福井県の地名〈日本歴史地名大系18〉』三六八頁
 - (54) 「千手院領指出案」の冒頭には「御神領之内ヲ大明神ヨリ被下候田畠之事」とあり田畠で構成されていること、後半部
- 分は「同畠方」として石高表示のない七筆が記されていることから、前半部分にある「合半^{前田茶縁}四歩半七斗六升九合同(寺恩)

西村ノ甚次郎」が田地であり、この一角に茶園が設けられ小字名としたものと思われる。その意味からすれば本田の一角に茶園が設けられていたことになろう。

(55) 「洞雲寺文書」(『福井』資料編7―三二八頁)

(56) 寛永期には茶が定納されている例が見られる。例えば三方郡気山村の寛永十一年(一六三四)九月四日付指出(「宇波西神社文書」『福井』資料編8―七六二頁)の「一、茶四斤 定納」や小浜市太良庄村の同年九月九日付指出覚(「高島甚兵衛家文書」『福井』資料編9―三八九頁)の「一、拾六斤六両 茶」があるが、制度的に確立された茶役体系とは即断できない。

(57) 橋本氏は註(5)論文で、地域独自に成立した茶を「地域茶」と呼ぶことを提唱し、学際的な立場からの実態究明の必要性を述べている。少なくとも歴史学の分野からは、中近世移行期の在地資料などを地道に博搜し、歴史の表面にはなかなか登場しない庶民と茶の日常的結びつきを明らかにすることが必要となろう。その意味から、永正十五年(一一一八)成立とされる「閑吟集」(『新日本古典文学大系56』一九九頁、一九九三年)には庶民と茶の繋がりを示す小歌が収載されており、重要である。その中の一つに「新茶の若立ち 摘みつ摘まれつ 挽いつ振られつ それこそ若ひ時の花かよなふ」とあり、若い男女間の交流と同時に、民衆が日常的に摘茶や挽茶、焙炉での製茶作業などにかかわっていたことを想起させる。また、室町幕府執事伊勢貞孝の家臣で政所代を務めた蜷川親俊が記した「盆踊唄」(「御状引付裏文書」『中世政治社会思想』下―三六二頁)には、「ていしゆく^(亭主)のるすなれば、となりあたりをよひあつめ、人こといふて大ぢやのミての大わらい、いけん^(意見)さまふさうか」という一節があり、庶民の日常的な喫茶の風習が看取できる。

(58) 中世後期における若越地域の茶の流通をまとめてみる。朝倉氏が宇治堀家からの茶の供給ルートを持っていたことは、既に佐藤圭氏が指摘(註(1)論文)するところである。また、小浜西福寺が武田信豊に宇治茶を献上していたり、醍醐寺報恩院源雅や醍醐寺行樹院深応が滝谷寺に宇治茶などを贈っていたりしたことは明示した。逆に若越からの茶の供給としては、高浜町大成寺から在京中の大成寺伎公に対しての送付や、坪江荘から大乘院への臨時納入があげられる。また、「真珠庵文書」(『福井』資料編2―二七一頁)に酬恩庵領越前年貢未進注文があり、「壹貫七百四十八文 同年(天文十六年)茶之代」が認められる。京田辺市臨濟宗大徳寺派の酬恩庵は一休宗純縁の寺として知られるが、既に代銭納かつ未進化してい

るものの、酬恩庵が越前に茶園を所有していた可能性がある。しかし、若越地域の茶が、当該期に京などで日常的に広範囲に流通・消費されている事例は浅学にして看取できない。従って、基本的に中世後期の若越地域の茶は、地域の茶として使用される程度であったものと推察されるのである。

(59) 「羽賀寺文書」(『福井』資料編9―四五七頁)

(60) 享徳四年(一四五五)五月二十二日付浄鎮経蔵仏具注文、年月日不詳散卷勤行之次第(『西福寺文書』『福井』資料編8―一七三、二二四頁)なお、若狭国の漁村御賀尾浦の刀祢の史料である「御賀尾浦刀祢雑物請取分注文」(『大音正和家文書』『福井』資料編8―八七七頁)などに、「茶臼」「茶椀」をはじめとする茶器が示されており、このことから一地方漁村にも宋式喫茶文化が受容されていたことがわかる(橋本註(2)論文)。

(61) 「本所より有限の検注を遂げる時は公田たるべき也」(追加法四四条、原漢文)に明らかなごとく、これが公田と表現され、年貢公事負担の基準となった。この公田＝定田は、鎌倉時代末期以降固定化される傾向にあったが、この点では公田は新開田とも対比される意味を持った。定田としての公田は室町時代にも継承され、荘園制支配の基盤となった(『公田』『日本荘園史大辞典』二四六頁、田沼睦氏執筆、二〇〇三年)

(62) 近年、民衆の生産活動全般をとらえる概念として「生業」が用いられる。その意味からすれば、本稿も生業論につながる。なお、春田直紀氏が「山間地域には土地所有権による統治が及ばない領域が広く含まれており、そのような場では多様な生業の展開こそが、権力との関係や地域の秩序を形づくる基本要因として作用したとみなされたからではないだろうか」(『生業論の登場と歴史学―中世・近世史の場合―』『生業から見る日本史』一九八頁、二〇〇八年)と指摘したことは、山間地域には限らないと思うのだが、示唆的である。

(63) 下村效「有光有学氏今川検地論批判」(『戦国・織豊期の社会と文化』五五頁、一九八二年)

(64) 筆者は「内徳」が売買や寄進によって定量化すれば「加地子」として顕在化し、その際に加地子得分維持のために少額の負担体系が創設されることを指摘した(註(4)拙著)。

(65) それは、大名権力と在地側の新たな秩序構築のための結節点とも言うべき検地の実施においても、原則的に茶園はその対象とはならなかったことから説明できる。例えば、太閤検地に際しての文禄三年(一五九四)七月十六日付薩州奉行衆宛

石田三成島津分国検地掟写〔長谷場文書〕宮川満『太閤検地論第三部』三二七頁、一九六三年）に「一、茶あん之事、年貢をもち申間敷候、検地仕候上ハ、公方へ上り可申物^ニあらず候、但ちやゑん在之屋敷^並畠、検地之時少心持あるへき事」とある。『上井寛兼日記』などに茶史料が多出することから、薩摩では多くの茶園の存在が推測できるが、私有性の強い屋敷内茶園が少量の高に結ばれる程度で、基本的には検地免除で高請地とはならなかった。また、時は下つて延宝五年（一六七七）七月五日付「撰津国検地条目」（森田文書）宮川満『太閤検地論第三部』三三二頁、一九六三年）では「一、畑方検地之儀、漆・桑・楮・茶園等有之所者、其分検地除之、別三年貢申付可然候、但古来より、弥重年貢出来候所ハ、其通^ニ而可差置事」とする。この年は畿内近国幕領総検地が実施された。その節の畑方検地は漆・桑・楮等とともに茶園は免除であつた。しかし、無年貢ではなかった。恐らくは、高請地としてではなく、商品化しているこれらの作物に対する課税とみるべきであろうし、従来からの負担があつた場合は旧来どおりとされ、商品化は保障された。即ち、こうした対応の背景には、茶園に象徴されるような農村の日常や環境を持続的に支えることを本質とする権力側からの意識が機能していたのである。